

5 消安第7747号
令和6年3月26日

別記関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

牛のヨーネ病防疫対策要領の一部改正について

平素から家畜衛生行政の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、引き続き、ヨーネ病の防疫対策の推進に御協力のほどよろしく申し上げます。
なお、貴会の会員には、貴職から周知していただくよう併せて申し上げます。

(別記)

一般社団法人 Jミルク会長
一般社団法人 全国酪農協会会長
一般社団法人 中央酪農会議会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 日本乳業協会会長
全国農協乳業協会会長
一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会会長
全国乳業協同組合連合会会長
一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会会長
日本ジャージー登録協会会長
一般社団法人 日本短角種登録協会会長
一般社団法人 日本あか牛登録協会会長
公益社団法人 全国和牛登録協会会長理事
全国肉牛事業協同組合理事長
一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会会長
一般社団法人 日本家畜人工授精師協会会長
一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長
一般社団法人 家畜改良事業団理事長
公益社団法人 日本装蹄協定会会長
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金理事長
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金理事長
一般社団法人 全日本配合飼料価格・畜産安定基金理事長
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長
公益社団法人 配合飼料供給安定機構理事長
飼料輸出入協議会理事長
一般社団法人 日本家畜商協会会長
一般社団法人 日本畜産副産物協会会長
公益社団法人 全国農業共済協会会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人 中央畜産会会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人 日本家畜輸出入協議会理事長
公益社団法人 日本獣医師会会長
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長
一般財団法人 畜産環境整備機構理事長
協同組合日本飼料工業会会長
公益社団法人 畜産技術協会会長
一般社団法人 全国畜産経営安定基金協会会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長
日本ハム・ソーセイジ工業協同組合理事長
公益社団法人 日本実験動物協会会長
日本実験動物協同組合長
公益社団法人 日本食肉市場卸売協会会長
公益財団法人 畜産近代化リース協会 事務局長
全国肉用牛経営者会議 事務局長

写

5消安第 7747 号

令和 6 年 3 月 26 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

牛のヨーネ病防疫対策要領の一部改正について

今般、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年農林水産省令第 10 号）が公布され、本年 4 月 1 日から施行されることから、同日より家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第一に定めるヨーネ病（以下「本病」という。）に係る検査の方法が変更されます。

このことを踏まえ、牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を別紙のとおり改正しましたので、御了知の上、引き続き、本病の防疫対策を推進いただくようお願いいたします。

(別紙)

牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 基本方針</p> <p>ヨーネ病（以下「本病」という。）は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を主徴とし、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病である。</p> <p>我が国における本病の防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 条及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、これまで飼養牛及び導入牛の検査と、当該検査により摘発した患畜の法第 17 条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて実施してきたところである。しかしながら、国内生産牛や羊等における本病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的に実施するため、法及び要綱によるものの他に、本病の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るた</p>	<p>第 1 基本方針</p> <p>ヨーネ病（以下「本病」という。）は、ヨーネ菌の感染によって起こる慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等を主徴とし、発症までの数か月から数年間は、明確な症状を示さずに持続感染する不顕性感染を特徴とする反すう動物の疾病である。</p> <p>我が国における本病の防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 条及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け 11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通知。以下「要綱」という。）に基づき、これまで飼養牛及び導入牛の検査と、当該検査により摘発した患畜の法第 17 条の規定に基づく殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点を置いて実施してきたところである。しかしながら、国内生産牛や羊等における本病の発生が後を絶たず、全国的なまん延が危惧されていることから、本病の防疫対策をより効果的に実施するため、法及び要綱によるものの他に、本病の発生を防止するとともに、発生時の早期発見、まん延防止を図るた</p>

めの総合的な対策として本要領を制定する。

都道府県は、本要領に基づき発生状況等に対応した防疫対策を推進するものとし、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等（本病の患畜又は疑似患畜をいう。以下同じ。）の摘発及びとう汰を実施するものとする。

第2 定義

本要領において、次の1から11までに掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

1～4 （略）

5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的抗体検出法による検査をいう。

6 「予備的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的遺伝子検出法（以下単に「予備的遺伝子検出法」という。）による検査（7のプール糞便検査で陽性となった検体に含まれる個体の糞便材料について行う予備的遺伝子検出法による検査を含む。）をいう。

7 「プール糞便検査」とは、複数個体の糞便材料を一つの

めの総合的な対策として本要領を制定する。

都道府県は、本要領に基づき発生状況等に対応した防疫対策を推進するものとし、牛の所有者（管理者及び飼養者を含む。以下同じ。）に対し、農場における適切な飼養衛生管理方法の助言又は指導を行うとともに、計画的な検査による患畜等の摘発及びとう汰を実施するものとする。

第2 定義

本要領において、次の1から8までに掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

1～4 （略）

5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法若しくはエライザ法による検査又はその両方による検査をいう。

（新設）

（新設）

検体として行う予備的遺伝子検査をいう。

8 「診断的遺伝子検査」とは、規則別表第1 ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（プローブを用いるものに限る。）による方法）による検査をいう。

9 「遺伝子検査（定性判定）」とは、診断的遺伝子検査によるヨーネ菌DNAの有無を確認する判定をいう。

10 「遺伝子検査（定量判定）」とは、診断的遺伝子検査による糞便抽出液2.5μℓ中のヨーネ菌DNA濃度を基準とした判定（0.001pg/2.5μℓ以上の検体を陽性とする。）をいう。

11 「抗原検査」とは、規則別表第1 ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査、予備的遺伝子検査又は診断的遺伝子検査をいう。

第2の2 プール糞便検査

プール糞便検査は、規則別表第1 ヨーネ病の項のスクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）を用いて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物

（新設）

6 「遺伝子検査（定性判定）」とは、規則別表第1 ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、ヨーネ菌遺伝子の有無を確認するための検査をいう。

7 「遺伝子検査（定量判定）」とは、規則別表第1 ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法による遺伝子検査のうち、糞便抽出液2.5μℓ中の遺伝子量を基準とした判定（0.001pg/2.5μℓ以上の検体を陽性とする。）を行う検査をいう。

8 「抗原検査」とは、規則別表第1 ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定性判定）又はその両方による検査をいう。

（新設）

衛生研究部門」という。)が定める「ヨーネ病検査マニュアル」に記載された手法に従い、行うものとする。

第3 (略)

第4 患畜又は疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第1ヨーネ病の項の規定に基づき、患畜等を判定するものとする。

(1)～(4) (略)

第5 患畜等確認時の防疫措置

都道府県は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

1～3 (略)

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第31条又は法第51条に基づき、(1)及び(2)に従い検査を実施する。ただし、第3の3の(1)から(5)までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中(直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合)に患畜が確認された場合においては、この限りではない。

第3 (略)

第4 患畜又は疑似患畜の判定

家畜防疫員は、次の(1)から(4)までの検査を実施し、規則別表第1ヨーネ病の項の規定に基づき、本病の患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)を判定するものとする。

(1)～(4) (略)

第5 患畜等確認時の防疫措置

都道府県は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の1から6までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

1～3 (略)

4 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第31条又は法第51条に基づき、(1)及び(2)に従い検査を実施する。ただし、第3の3の(1)から(5)までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中(直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合)に患畜が確認された場合においては、この限りではない。

(1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている6か月齢以上の全ての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、必要に応じて糞便の細菌検査（直接鏡検）も併せて実施すること。また、検査日前1か月の間に次の①又は②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

- ① 抗体検査又は予備的遺伝子検査を行い、陽性となった個体について実施する診断的遺伝子検査
- ② 分離培養法による細菌検査又は診断的遺伝子検査

(2) 当該農場で飼養されている牛のうち、6か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、抗原検査又はヨーニン検査を実施すること。

5 (略)

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を動物衛生研究部門に送付する。

(1) 当該農場で飼養されている繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている6か月齢以上の全ての牛について、次のいずれかの検査（以下「同居牛検査」と総称する。）を実施すること。ただし、同居牛検査時に水様性下痢、栄養不良、泌乳量の低下等の臨床症状を示す個体については、②の検査を選択するとともに、糞便の細菌検査（直接鏡検）も併せて実施すること。また、検査日前1か月の間に次の①又は②の検査方法で検査を実施している場合は、当該検査を同居牛検査の一部とみなすことができる。

- ① 抗体検査により陽性となった個体について実施する遺伝子検査（定量判定）
- ② 分離培養法による細菌検査若しくは遺伝子検査（定量判定）又はその両方による検査

(2) 当該農場で飼養されている牛のうち、6か月齢未満の牛については、本病の発生状況等を踏まえ、ヨーニン検査等を実施すること。

5 (略)

6 病性鑑定の実施

本病の患畜については、細菌学的検査、病理学的検査等の病性鑑定を実施し、必要に応じて、その検査結果及び病性鑑定材料を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に送付する。

第6 まん延防止対策

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第5に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

1・2 (略)

3 自主とう汰の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1) 又は(2)に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的にとう汰するよう助言又は指導する。

(1) (略)

(2) 診断的遺伝子検査の結果、遺伝子検査(定性判定)により陽性となったもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)により陽性となったものを除く。)

(削る。)

第7 (略)

第6 まん延防止対策

都道府県は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第5に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

1・2 (略)

3 自主とう汰の推進

都道府県は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1) から(3)までのいずれかの項目に該当する牛が確認された場合には速やかに自主的にとう汰するよう助言又は指導する。ただし、自主とう汰後も、当該とう汰牛については、分離培養法による細菌検査を継続して行い、ヨーネ菌が分離された場合には、第5に規定された防疫措置を講ずる。

(1) (略)

(2) 遺伝子検査(定性判定)の結果、検体中にヨーネ菌遺伝子が確認されたもの(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く。)

(3) エライザ法による検査で陽性となったもの

第7 (略)

(別記様式例1)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

年 月 日

〇〇〇〇 殿※証明書を発行する者

住 所
申請者
氏 名

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛の
ヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林
水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類され
る農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

(別記様式例1)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿※証明書を発行する者

住 所
申請者
氏 名 印

農場で飼養している牛を移動させたいので、当該農場が牛の
ヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林
水産省消費・安全局長通知）においてカテゴリー I に分類され
る農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

(別記様式例 2)

第〇〇〇〇号

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年 月日	
4 その他	

(別記様式例 2)

第〇〇〇〇号

農場カテゴリー I 証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の農場は牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知）において、カテゴリー I に分類されることを証明します。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年 月日	
4 その他	

年 月 日

〇〇〇〇
※証明書を発行する者

カテゴリー I とは
本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第 5 に規定する措置及び第 6 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 3 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 4 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式例 3)
ヨ一ネ病検査証明書交付申請書

年 月 日

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住 所
申請者
氏 名

平成 年 月 日

〇〇〇〇 印
※証明書を発行する者

カテゴリー I とは
本病の発生が確認されていない、又は本病の発生が確認されたが本要領第 5 に規定する措置及び第 6 に規定する対策を講じ、すべての検査での陰性が確認されたものであって、第 3 の規定により予防対策を講じており、かつ、第 4 の 1 に定めるサーベイランスで陰性が確認された状態をいう。

(別記様式例 3)
ヨ一ネ病検査証明書交付申請書

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

住 所
申請者
氏 名

印

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨーネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地等	
牛名号等	1 品種	
	2 性別	
	3 名号	

飼養している下記の牛を農場から移動させるので、ヨーネ病の検査の結果を証明願います。

記

移動先	1 移動予定年月日	
	2 移動先等先 (所在地、農場名等)	
農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地牛	
牛名号等	1 品種	
	2 性別	
	3 名号	

	4 個体識別番号	
	5 生年月日	

(別記様式例 4)

第〇〇〇〇号

ヨ－ネ病検査証明書

〇〇 〇〇 殿

下記の牛についてヨ－ネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地等	
	3 患畜の最終発生日	

	4 個体識別番号	
	5 生年月日	

(別記様式例 4)

第〇〇〇〇号

ヨ－ネ病検査証明書

〇〇 〇〇 殿 ※証明書を発行する者

下記の牛についてヨ－ネ病の検査の結果を証明します。

記

農場名等	1 農場名 (所有者名)	
	2 農場所在地等	
	3 患畜の最終発生日	

	4 農場における最終発生後の検査回数 ※			
牛 名 号 等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号			
	5 生年月日			
検 査 結 果	1 検査の種類	遺伝子検査法	分離培養法	その他
	2 採材日 / 判定日	1回目 2回目 ○○回目		
	3 結果	陰性	陰性	陰性
導入農場における2回以上の再検査の必要性		必要 / 不要		

※同居牛検査に限る

年 月 日

○○○○

※証明書を発行する者

	4 農場における最終発生後の検査回数 ※			
牛 名 号 等	1 品種			
	2 性別			
	3 名号			
	4 個体識別番号			
	5 生年月日			
検 査 結 果	1 検査の種類	リアルタイムPCR法	分離培養法	その他
	2 採材日 / 判定日	1回目 2回目 ○○回目		
	3 結果	陰性	陰性	陰性
導入農場における2回以上の再検査の必要性		必要 / 不要		

附 則

この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。